

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例（平成21年6月12日
京都市条例第 9 号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

京都市太秦老人いこいの家を移転するため、次のとおり京都市老人いこいの家条例の一部を改正することとしました。

- 1 京都市太秦老人いこいの家の位置を、「京都市右京区太秦蜂岡町35番地の2」から「京都市右京区太秦桂ヶ原町9番地の1」に移転します。

この条例は、市規則で定める日から施行することとします。

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年6月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第 9 号

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例

京都市老人いこいの家条例の一部を次のように改正する。

別表京都市太秦老人いこいの家の項中「京都市右京区太秦蜂岡町35番地の2」を「京都市右京区太秦桂ヶ原町9番地の1」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)